

街路樹剪定士認定試験の学科試験または実技試験の
一方のみ合格者 各位

街路樹剪定士認定委員会
委員長 濱野 周泰

「街路樹剪定士認定試験」一方のみ合格の有効期限延長について(第 2 報)

街路樹剪定士資格制度規程において、街路樹剪定士認定試験については「学科試験又は実技試験の一方のみを不合格になった者に限り、受験の年の翌年から 3 年後まで、合格した学科試験又は実技試験の受験を免除する。」としております。

2020 年度から 2021 年度にかけて、新型コロナウイルスの影響により街路樹剪定士認定試験の開催会場が例年に比べ縮小し、再受験できない受験者や、密を避けるため再受験を断念する受験者もいました。現在は感染者数が大きく減少していますが、未だ感染状況は不透明な状態にあります。

2017 年度の一方のみ合格者についてはすでに試験免除有効期間を 1 年延長するとお知らせしましたが、それに加えて今後は以下の措置を講じることといたします。

- ・ **2017・2018・2019 年度の一方のみ合格者については、合格した試験の免除有効期間をそれぞれ以下の通り延長する。**

2017 年度に合格した試験	→	2022 年度申込まで有効
2018 年度に合格した試験	→	2023 年度申込まで有効
2019 年度に合格した試験	→	2024 年度申込まで有効

受験者の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご了承の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上

(参考) 街路樹剪定士資格制度規程 (第 2 章 街路樹剪定士認定試験) より

(受験の特例)

第 8 条 2 過年度受験し学科試験又は実技試験の一方のみを不合格になった者に限り、受験の年の翌年から 3 年後まで、合格した学科試験又は実技試験の受験を免除する。ただし、不合格の学科試験又は実技試験を再受験する場合は、当該年度における学科研修又は実技研修の受講を要する。